

<海外動向紹介>

金融・保険市場における動向（欧州）

【IAIS・規制動向】

IAIS が ComFrame（第二次案）の市中協議文書を公表

保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下「IAIS」）は、「国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups：以下「IAIG」）の監督のための共通の枠組み（Common Framework：以下「ComFrame」）」（第二次案）の市中協議文書を2012年7月2日に公表した。8月31日までに、各国の保険監督者・保険会社等によるコメント提出を求めている。

ComFrame（第二次案）の市中協議文書では、ComFrameの構成に関し、以下のよう
に、従来案の5つのモジュールから、4つのモジュールに再構成され、それぞれのモ
ジュールに含まれる各要素につき従来案からの見直しが行われている。

（従来案の構成）

- ・モジュール1（適用範囲）
- ・モジュール2（リスク管理の視点からのグループの構造及び事業）
- ・モジュール3（定性的および定量的要件）
- ・モジュール4（監督プロセス）
- ・モジュール5（法管轄事項）

（第二次案の構成）

- ・モジュール1（ComFrameの範囲）
- ・モジュール2（IAIG）
- ・モジュール3（監督者）
- ・モジュール4（ComFrameの実施）

IAISによれば、ComFrameによる主要な便益は、次の「4つのC」であるとされて
いる。すなわち、監督基準及びプロセスの Customisation（カスタマイゼーション）、
監督アプローチにおける Convergence（収束）の促進、監督の重複等の Complexity
（複雑性）の軽減、監督者間の Coordination and Cooperation（協調と協力）の向上、
が得られるとしている。

（IAIS プレスリリース 2012.7.2 ほか）

【EU・規制動向】

欧州委員会が金融サービスにおける消費者保護法強化法案を提出

欧州委員会は2012年7月3日に、「金融サービスにおける消費者保護法強化法案」を
提出した。顧客のニーズに適していない投資商品や保険商品が繰り返し販売されてきた
ことで消費者の信頼が揺らいでおり、また、現行の規制が、ますます複雑化する金融サ

ービスに追いついていない中、これらの問題を是正して消費者の信頼を取り戻し、EUの成長の土台を強化することを目的に本法案が提出された。本法案は、以下の3つのパッケージから構成されている。

パッケージ化された小口投資家向け商品 (Packaged Retail Investment Products : PRIIPS) の情報提供に関する規制についての提案

投資ファンド・保険をベースとした小口投資家向け組成商品・私的年金等の商品に関し、簡潔・平易な表現を使った簡単な様式で、消費者に理解しやすい情報提供が行われるよう規制する提案がなされている。

保険仲介業務指令 (Insurance Mediation Directive : IMD) の改正

透明性を改善し、消費者保護を向上させるため、保険商品を購入するチャネルにかかわらず同レベルの消費者保護が適用されること、保険販売者に誠実かつ専門的なアドバイスを行うこと等を求める修正が提案されている。

譲渡可能証券の集団投資事業 (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities : 以下「UCITS」) 指令の改正

金融危機の経験に基づき、投資家の安全と市場の信頼を確保し続けるための修正が加えられた。特に、EU域内で横断的に受託者 (資産管理会社) の義務と責任を明確かつ統一することにより、UCITSの信頼性確保を図る内容となっている。

(欧州委員会プレスリリース 2012.7.3 ほか)

【イギリス・市場動向】

英国運転免許庁のデータベースへのアクセスによる保険詐欺の削減

英国の保険業界は、違反点数や免許取消を含む運転違反に関する正確な情報を取得できるようにするための、運転者・車両免許局 (Driving & Vehicle Licensing Agency : 以下「DVLA」) との共同プロジェクトへの資金拠出に合意した。

本プロジェクトは、2014年にも実用化される見込みである。このプロジェクトの活用により、保険詐欺の削減、さらには運転履歴を正直に申告している運転者の自動車保険の保険料引き下げ等が期待されている。過去の調査結果によれば、運転者のうちの23%が、保険会社に対し運転履歴を正しく申告していないことが示されている。

このプロジェクトのシステムでは、運転者が保険申込を行う際に、運転免許証番号を使用してDVLAのデータベースにアクセスすることで、その運転者の過去の違反歴等の運転免許に関する正しい情報が取得できる。

英国保険協会の関係者は、「これは保険詐欺との戦いにおける重要な第一歩である。DVLAのデータベースにアクセスすることによって、保険詐欺を根絶できるだけでなく、保険申込プロセスの迅速化、より適正な保険料の算出、及び保険金支払時の争いの削減等も可能になる」と述べている。

(英国保険協会ウェブサイト 2012.6.29 ほか)

【イギリス・市場動向】

Aviva 社が非中核部門の売却等の新戦略計画を公表

英国 2 位の保険会社 Aviva は、2012 年 7 月 5 日に、資本・財務基盤の強化等を目指す新戦略計画を公表した。この新戦略計画は、大規模な人員整理とコスト削減を断行した 2007 年以降で最大の経営刷新計画となる。

同社によると、新戦略計画は、魅力的な収益を生み、成功の可能性の高い事業部門に焦点を絞る、同業他社と同水準の資本レベル目標を達成し、資本のボラティリティを減少させ、保守的なレベルまでレバレッジ比率を下げる、経済環境が良好でない中でも収益を拡大する一方、保険金支払の削減や収益対比でのコスト比率引き下げを図り、資本収益率を高めることを目指す、という 3 つを主要目的としている。

同社によると、現在、グループで所有する 58 事業部門の内、収益率の低い 16 の非中核部門の売却等を計画している。併せて、同社は、昨年スピンオフ（分離・独立）したオランダの Delta Lloyd 社の株式 3 億 1,800 万ポンドの売却も発表した。

（Aviva 社ウェブサイト 2012.7.5、2012.7.6 ほか）

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

ロードアイランド州で、自動車保険に関し訴訟拡大につながる法案を拒否

米国ロードアイランド州の知事は、自動車保険に関し訴訟拡大につながると見られていた法案の成立につき6月25日に拒否権を発動した。この法案は、保険契約者が事故を起こした際に保険会社が特定の自動車修理工場に顧客を誘導する実務慣行に対して厳しい制限を課し、また、自動車修理工場が修理費を巡る争いに関し保険会社を訴える権利を認めるものである。さらにこの法案では、自動車の修理費が、事故前の自動車の公正市場価値の75%を下回る場合には、保険会社は全損として扱うことを禁じられる内容となっている。

この法案は、6月中旬にロードアイランド州の上下両院を通過していた。この法案に関し、同州の自動車修理工場協会は、消費者が修理工場を柔軟に選択する権利を守るものとして支持していた。一方、全米保険協会（American Insurance Association：AIA）、米国損害保険者協会（Property Casualty Insurers Association of America：PCI）等は、この法案が成立すると、訴訟の拡大や保険会社の支払負担増加が予想され、これらが保険料の引き上げ、最終的には消費者の負担増につながることを理由に反対していた。

（Online Auto Insurance News 2012.6.26 ほか）

【市場動向】

2011年の米国損害保険業界の業績では、利益は減少したが、財務体力は強固

2011年の米国損害保険業界の業績（住宅ローン保証および金融保証を除く）では、税引後利益が前年比37.4%減の265億ドルとなった。利益減少の主因は、異常災害による損害が2011年は約420億ドルと、2010年の2倍以上になったことにある。

2011年8月に米国に上陸したハリケーン・アイリーンは、2005年に発生したハリケーン・カトリーナ以来の大きな損害をもたらした。また、2011年に日本およびニュージーランドで発生した巨大地震、タイの洪水等による損害も、米国の再保険会社の利益減少につながった。

2011年の米国損害保険業界のコンバインド・レシオは106.5となり、前年に比べ5.5ポイント悪化した。この5.5ポイントのうちの5ポイントは、異常災害による保険金支払増加によるものである。

2011年の利益減少の背景には、上記のような異常災害のほか、マクロ経済の低迷が続いていること、投資対象である債券等の金利水準が低いこと、株式市場が不安定であること等も挙げられる。

一方、業績の良い面としては、正味計上保険料が2年連続で前年比プラスになったこと

等が挙げられる。2011年の正味計上保険料は、前年比3.5%増の4,408億ドルであった。

米国損害保険業界の財務体力に関しては、2011年末の契約者剰余金（損害保険会社の資本に相当）は5,642億ドルとなり、2010年末に比べ約1%の減少であったが、2009年末の水準を約10%上回っている。格付機関のA.M.Best社では、米国損害保険業界は、総じて保守的な営業戦略をとり、また効率的な資本管理を実践していることにより、十分な資本水準を維持していると評価している。

（A.M.Best Financial Review 2012.5.24 ほか）

【市場動向】

天候デリバティブの活用が企業価値の増大に寄与

天候デリバティブの活用が、企業のリスクマネジメント手法として本当に効果的なのかという議論がかねてより行われてきた。ノートルダム大とスタンフォード大の研究チームは共同で「リスクマネジメントと企業価値：天候デリバティブによる考察」と題する企業価値に対する天候デリバティブの効果を検証する調査を行った。

この調査では、天候の変動を受け易い業種としてガス会社と電力会社203社を対象とし、1960年から2007年にかけての株価と財務指標を分析している。具体的には、年間をとおして天候変動が穏やかな地域の会社と、激しい地域の会社に分け、天候デリバティブが導入され始めた1997年前後の状況について比較分析を行っている。

調査の結果、天候デリバティブが導入され始めた1997年以降、天候変動の激しい地域の会社のキャッシュフローが、天候変動が穏やかな地域の会社並の水準に変化する等、明らかな改善が確認された。また、天候デリバティブ導入によるキャッシュフローの改善は、企業の、銀行からの融資拡大、設備投資の増加、株価の上昇に繋がった。

この調査では、天候デリバティブの活用が企業価値の増大に寄与することが確認できた。天候変動リスクに晒される他の業種にとっても、同様の効果が期待できるとされている。

（ARTEMIS 2012.6.25 ほか）

【市場動向】

飼い犬の咬傷事故による保険金支払の上昇

米国保険情報協会（Insurance Information Institute：以下「I.I.I.」）によると、2011年の米国の飼い犬による咬傷（咬みつき）事故による保険金支払は、ホームオーナーズ保険の賠償保険金支払総額の3分の1以上を占め、479百万ドルとなった。

2011年の咬傷事故による平均保険金支払額は29,396ドルであり、前年比12.3%増加した。2003年から比べると53.4%も増加している。また、事故件数は16,292件であり前年比3.3%増加した。件数に比べて支払保険金が大きく増加している主な要因は、医療費と裁判費用の上昇であると推測されている。

米国では、犬の飼い主の法律上の賠償責任は、州の法律によって規定されている。州によって規定の内容は若干異なるものの、飼い犬の咬みつきによって相手の怪我もしくは財産の毀損に対する法律上の賠償責任を負った場合、飼い主は被害者の治療費、休業損害、慰謝料、所有物の修理費用等を負担することになる。

犬の咬傷事故による損害は、一般的に、ホームオーナーズ保険の個人賠償責任補償によって担保されるが、保険会社によっては、補償対象から除外されていたり、飼い犬の種類によって除外される場合もあり、保険購入の際には注意が必要である。また、咬傷の事故歴がある場合、保険契約者は通常よりも高い保険料を請求されたり、免責対象とされたり、補償提供の条件として飼い犬に対するしつけ教室での指導を要求されるケースもある。

なお、保険金請求データ以外も含めた犬の咬傷によって治療を受けた全米の年間被害者数は85万人以上に上る。毎年5月には「全米犬の咬傷事故予防週間」(National Dog Bite Prevention Week)が設けられ、犬を飼う消費者に責任感を持ってもらうための啓蒙活動が行われている。また、I.I.I.や保険情報提供サイト(例: Insure.com, dogbitelaw.com)でも、咬傷事故を補償する保険購入の推奨や、咬傷事故防止対策について、消費者向けの啓蒙を行っている。

(Insurance Information Institute 2012.5.17 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【シンガポール・規制動向】

各社アンダーライティング規準の緩和により自動車保険市場が再び不安定となる見込

シンガポール金融管理局によると、シンガポールの自動車保険事業は2011年に6年ぶりの保険引受利益を計上したが、市場競争の激化により、多くの保険会社は市場占有率の確保のためにアンダーライティングやプライシング面での規準を緩めており、2012年の状況は不安定とされている。

同局では、損害保険市場において今後力を入れて取り組むべき事項として保険金詐欺対策および急増している自動車保険の保険金支払対策を取り上げている。これらの問題が主因となり、2008年にはシンガポール自動車保険市場最高額となる1億6,800万シンガポールドル（1億3,460万米ドル）の保険引受損失を計上したのをはじめ、その後も2010年までは保険引受損失が続いていた。同局は、自動車保険市場を健全な状態に戻すため、今後はシンガポール損害保険協会および他の関係団体と協同して保険金詐欺対策および自動車保険の保険金支払対策に取り組む予定である。

（Asia Insurance Review 2012.5 ほか）

【豪州・規制動向】

オーストラリア保険協会は政府に災害軽減ファンド設立を要請

オーストラリアでは、昨年クィーンズランド州およびビクトリア州において大規模な洪水被害に見舞われた。オーストラリアの経済・社会・環境福祉に関する政府の独立研究諮問機関である生産性委員会は、これらの被害を受けて、現在、「効果的な気候変動への適応に対する障害」(Barriers to effective climate change adaptation)と題するレポートを作成中である。

そのドラフト・レポートの中で、オーストラリア保険協会は、「昨年の洪水被害後に多くのインフラ設備の修繕が行われたが、それらを作り直すにあたり機能的に全く改善した点が見受けられないため、昨年と同規模の洪水が再び発生した場合、同様の惨事が繰り返されることになるだろう」と述べている。

現在、政府のインフラ設備の改善不履行により、洪水被害をカバーする民間の再保険コストが上昇し、その結果、同リスクを補償する保険の元受損害保険料も上がっており、保険会社によっては引受を謝絶するケースも生じている。これらの状況を改善するために、オーストラリア保険協会は、保険市場が健全な状態に戻るまでの暫定的な対応策として、洪水リスクの高い地域に居住する保険契約者へ保険料補助金の交付を行うための災害軽減ファンドの設立を政府に要請している。

（insuranceNEWS.com.au 2012.7.9、Asia Insurance Review 2012.7.10）